

松浦市自殺対策行動計画

令和2（2020）年度～令和4（2022）年度



令和2年3月

長崎県 松浦市

つながりあい

いのちささえあう

松浦市をめざして



近年、全国での自殺者数は年々減少傾向にありますが、依然として毎年2万人を超える多くの方々が自らを死に追い込んでおり、本市においても平成25年から平成29年の5年間で34人の方が自殺で亡くなられているという深刻な状況が続いております。

この間、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

本市においても、市民の皆様一人ひとりが、命の大切さや地域とのつながりを認識し、自殺に追い込まない、追い込ませない、また、自殺を考えている人を救えるよう、自殺対策を総合的に推進するための指針として本計画を策定いたしました。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、また、個人の問題ではなく、未然に防ぐことができる社会的な問題であることを市民の皆様とともに共通認識を持って、「誰も自殺に追い込まれることのない松浦市」の実現を目指し、取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議の委員皆様をはじめ、パブリックコメント等で貴重なご意見をいただきました市民皆様に心から感謝申し上げ挨拶いたします。

令和2年3月

松浦市長 友田吉泰

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 趣旨	1
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
4 計画の数値目標	5
5 計画の基本理念	6

第2章 松浦市における自殺の現状と課題

1 松浦市の自殺をとりまく現状	7
-----------------	---

第3章 自殺対策における取組

1 基本施策	15
2 重点施策	24
3 主な評価指標	28

第4章 資料編

1 相談窓口一覧	29
2 自殺対策基本法	31
3 松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱	33
4 松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議委員名簿	35
5 計画策定までの流れ	36

第 1 章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 趣旨

我が国の自殺者数は1998年（平成10年）以降、2011年（平成23年）までに14年連続で3万人を超える状態が続いていました。こうした背景の中、2006年（平成18年）10月に「自殺対策基本法」（以下、「基本法」という。）が制定され、翌年「自殺総合対策大綱」が策定されました。

以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は減少傾向になりました。（図1）

しかし、依然として年間2万人を超えており、自殺死亡率も主要先進7か国の中で最も高く、非常事態はいまだ続いている状況です。（図2）

そのため2016年（平成28年）4月には基本法が改正され、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村に自殺対策計画を定めることが示されました。（図3）

図1 日本の自殺者数の推移（出典：平成29年版「自殺対策白書」第1－1図）

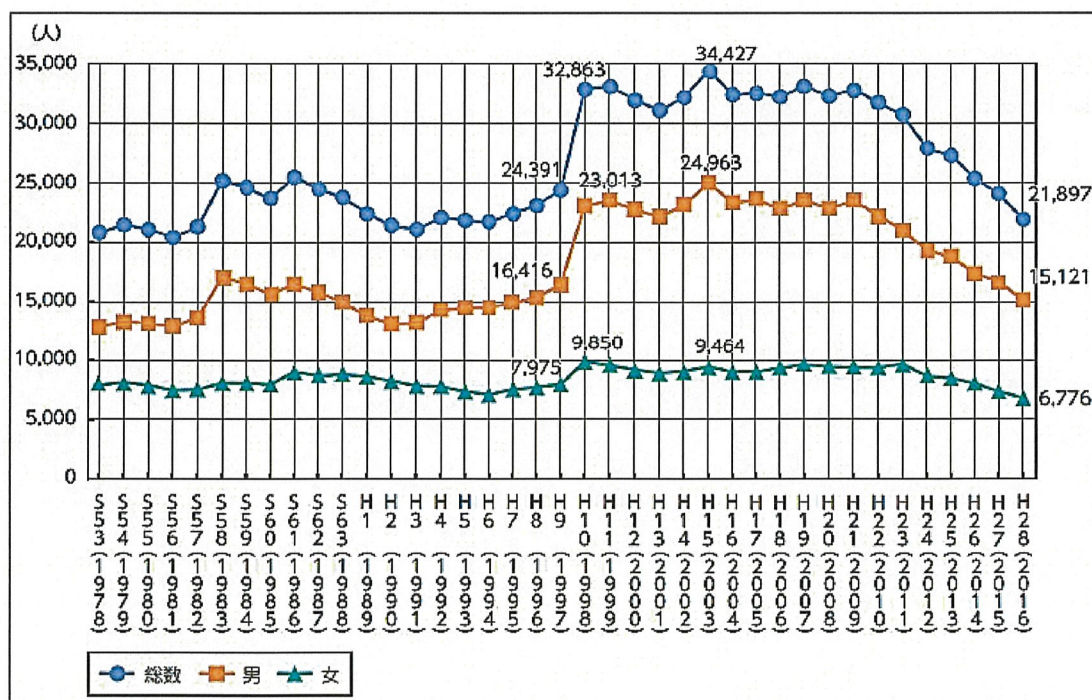


図2 自殺死亡率の国際比較（出典：平成29年版「自殺対策白書」第1－38図）

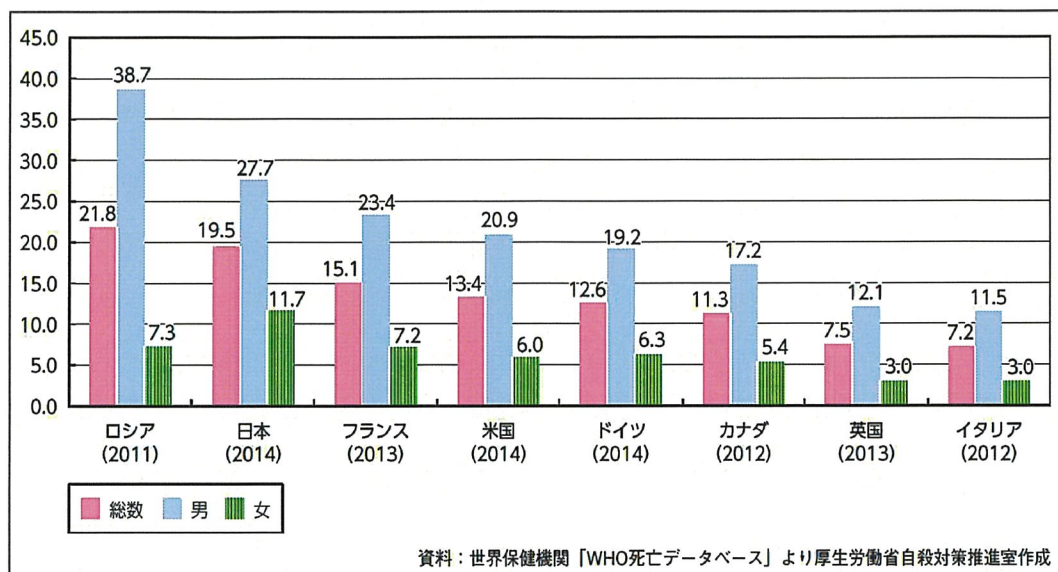


図3 自殺総合対策大綱（平成29年7月改正）の概要（出典：厚生労働省）

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクル**を通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

- 生きることの包括的な支援として推進する
- 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
- 実践と啓発を両輪として推進する
- 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
- 社会全体の自殺リスクを低下**させる
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 遺された人への支援を充実する
- 民間団体との連携を強化する
- 子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
- 勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5⇒13.0以下）

（WHO：仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012)）

第6 推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における**計画的な自殺対策の推進**
- 施策の評価及び管理
- 大綱の見直し

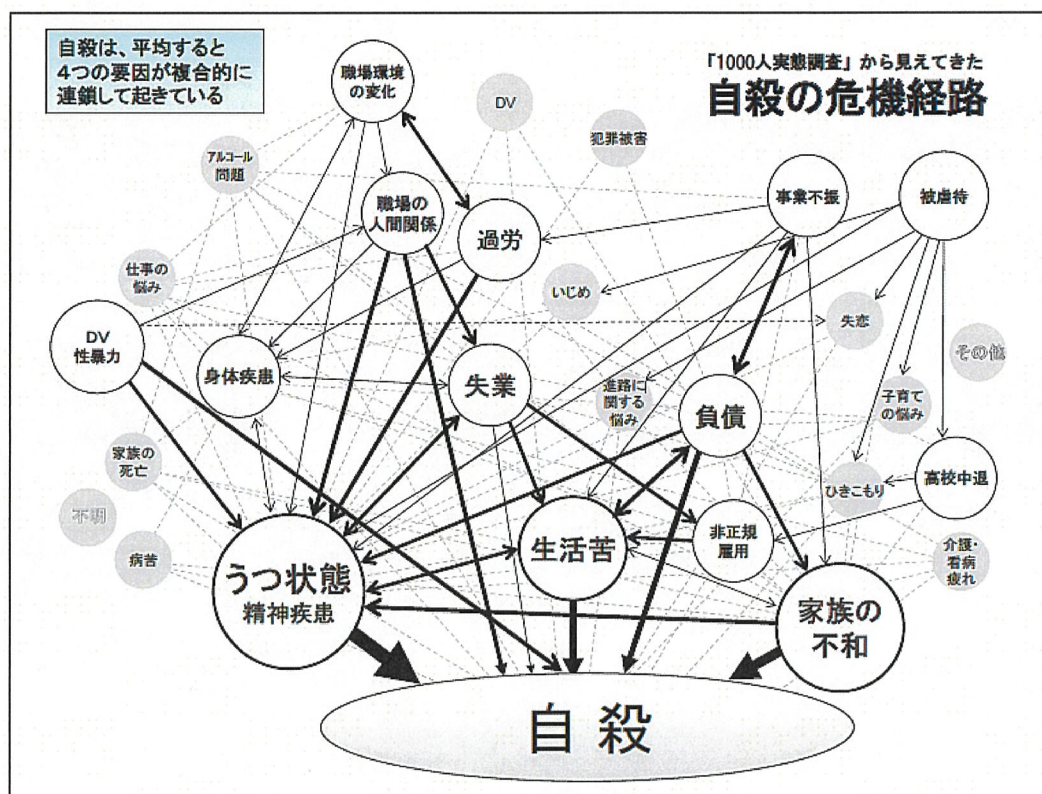
松浦市においては、年間の自殺者数は減少傾向にありますが、平成25～29年の5年間で34人の方が自殺に追い込まれているという深刻な状況に変わりありません。

自殺は、国の大綱にも示されているとおり、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景にはさまざまな社会的要因があり、その多くは防ぐことができる社会的な問題です。(図4)

松浦市は、「いのち」の大切さ、「絆(きずな)」の大切さを改めて認識し、「生きることの包括的な支援」を推進し、市民一人ひとりが自殺予防の主役となり、自殺を考えている人を一人でも多く救うことができる、「誰も自殺に追い込まれることのない松浦市」を目指してまいります。

本計画は、そのための総合的な自殺対策の取組方針を示し、基本施策・重点施策を明確にし、関係機関と連携を図りながら自殺予防対策を総合的に推進するための指針として策定するものです。

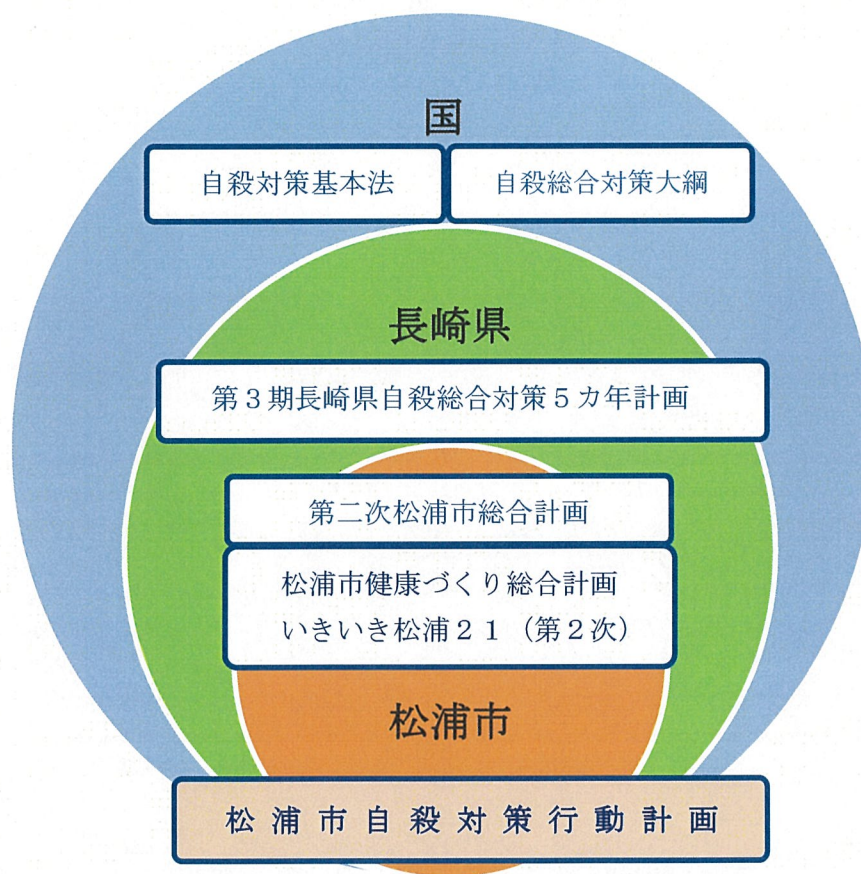
図4 自殺の危機経路図(出典：NPO法人ライフリンク 自殺実態白書2013)



2 計画の位置付け

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、国の「自殺総合対策大綱」及び「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画」に地域の実情を勘案して松浦市の自殺対策について定めるものです。

また、「第二次松浦市総合計画（2020～2029）」及び「松浦市健康づくり総合計画いきいき松浦21（第2次2015～2024）」を上位計画とした行動計画です。



3 計画の期間

この計画の推進期間は、令和2（2020）年度～令和4（2022）年度までの3カ年とします。（※「第3期長崎県自殺総合対策5カ年計画：平成29（2017）年度～平成33（2021）年度」の目標年度に準じる）

また、毎年計画の取組状況や課題の整理を行うとともに、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

4 計画の数値目標（自殺死亡率の減少）

国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、平成38（令和8）年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という）を、平成27年と比べて30%以上減らし13.0以下とすることを目標として定めました。

このような国の方針を踏まえながら、松浦市の自殺対策計画の目指すべき目標値としては、平成27年の自殺死亡率28.7を、令和4年までの3年間で、概ね15%減少の24.3以下を目指すこととします。

基準年	平成27年		令和4年		令和8年
松浦市 自殺死亡率 (人口10 万対)	28.7		24.3以下		20.0以下
対平成27 年比	100%		85%		70%

(参考) 国・県の数値目標

	平成27年		令和8年
国 (自殺総合対策大綱)	18.5		13.0以下
長崎県 (第3期自殺総合対策5カ年計画)	16.8		13.7以下

5 基本理念

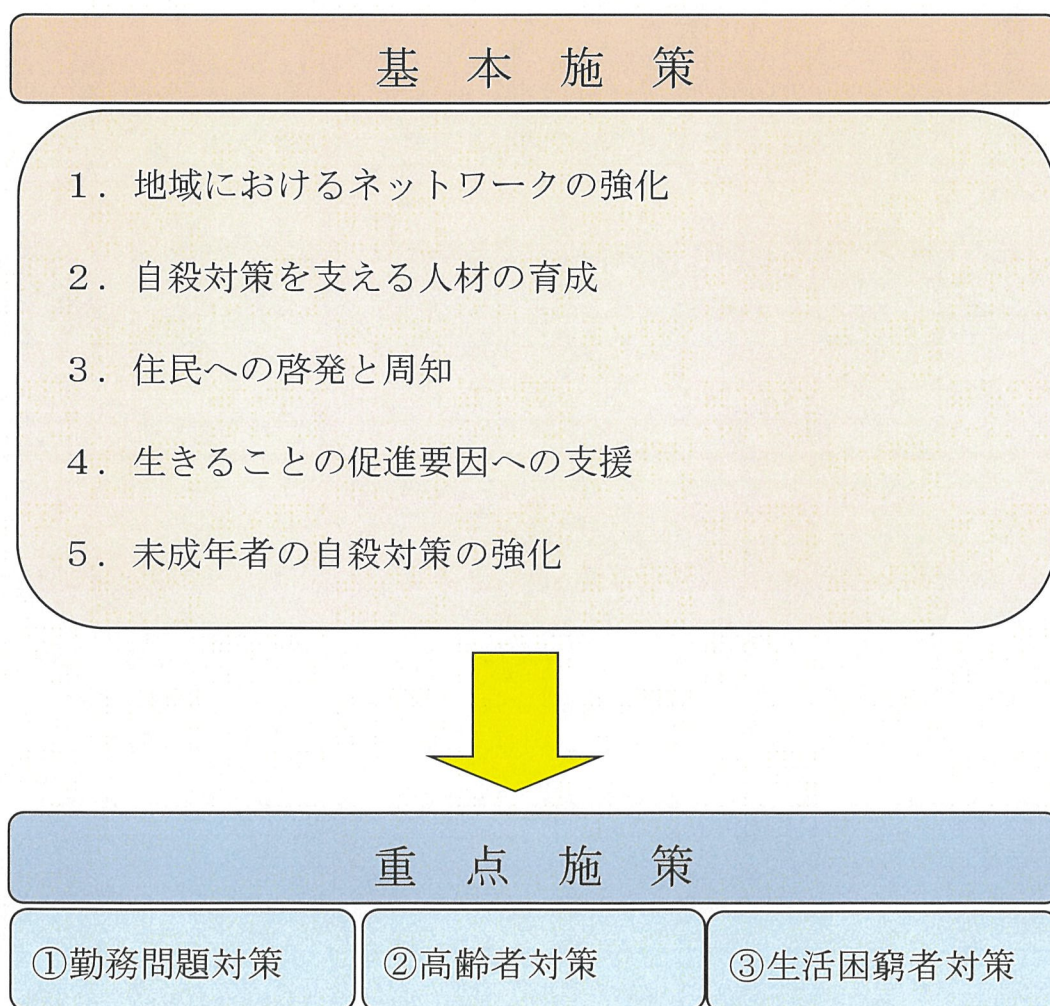
～こころ豊かにからだ元気なまちづくり～

「つながりあい、いのちささえあう松浦市」

松浦市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」、松浦市の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」から成り立ちます。

基本施策は「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」等、主に地域で自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない基盤的な取組です。

一方、重点施策は松浦市のおもな自殺の特徴である「勤務問題」、「生活困窮問題」とハイリスク層である「高齢者対策」に焦点を絞った取組です。



第 2 章

松浦市における自殺の現状と課題

第2章 松浦市における自殺の現状と課題

1 松浦市の自殺をとりまく現状

(1) 全体のまとめ

- ①本市の自殺死亡率（人口10万対）は、減少傾向であるが、国・県と比べ、高い状況である。
- ②平成29年の自殺死亡率は、交通事故による死亡率の約4倍である。
- ③性・年代別の自殺死亡率について、男性では30～70代の全ての年代で国の平均より高い状況だが、特に、30代と70代が突出して高い。
女性では、国の平均と比べて60代と70代が高い。
- ④自殺死亡者数の男女比（平成25～29年）は、男27：女7と男性が多い。
- ⑤有職者と無職者の割合は、5：5である。
女性についてはすべて無職者であり、男性については有職者が無職者に比べ1.7倍多い。
- ⑥中学生以下・高校生・大学生・専修学校生等の自殺者（平成25～29年）は0人である。
- ⑦平成25～29年の5年間で、本市において自殺者数が多い属性（性別・年代別・仕事の有無別・同居人の有無別）は以下の3区分である。

1位:男性60歳以上有職同居	(全体に占める割合14.7%)
2位:男性20～39歳有職同居	(〃 14.7%)
3位:男性60歳以上無職同居	(〃 11.8%)

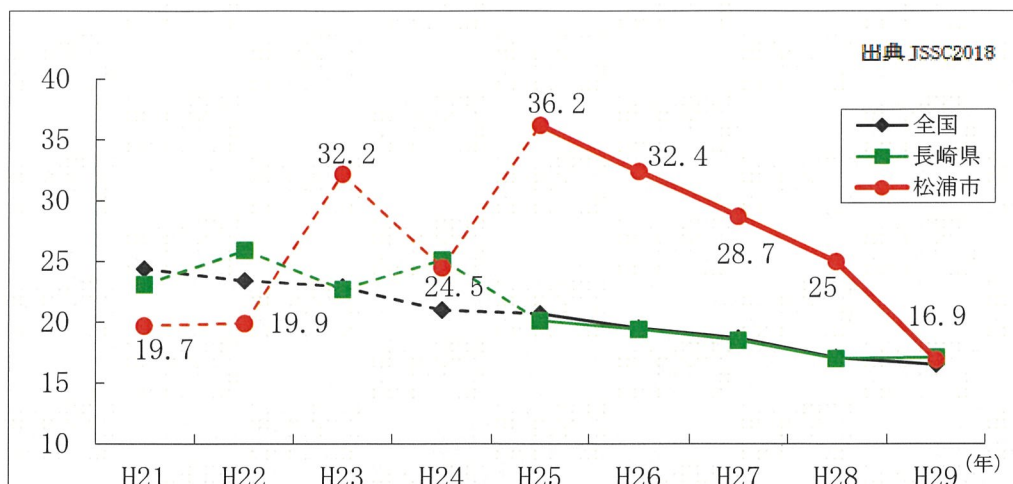
～若い世代と高齢期の男性の自殺リスクが特に高い～

60歳以上の男性では、失業（退職）や事業不振による生活苦・精神的負担をきっかけとし、自身の病気や介護に関する悩み、アルコールへの依存などの諸問題が重なることでうつ状態となり自殺を選択する傾向がある。また、若い世代（20～39歳）の男性では、仕事に関する悩み（人間関係・パワハラ等）に過労が重なることからうつ状態となり、自殺を選択する傾向がある。

経済的不安や健康・介護問題を抱える中高年の男性、若い世代特有の生きづらさと仕事に関する悩みも多くなる若い男性が特にハイリスク層となっている。

※現状分析については、「自殺総合対策推進センター自殺実態・統計分析室」からの情報提供（地域自殺実態プロファイル2018、以下JSSC2018と記載）を使用しています。

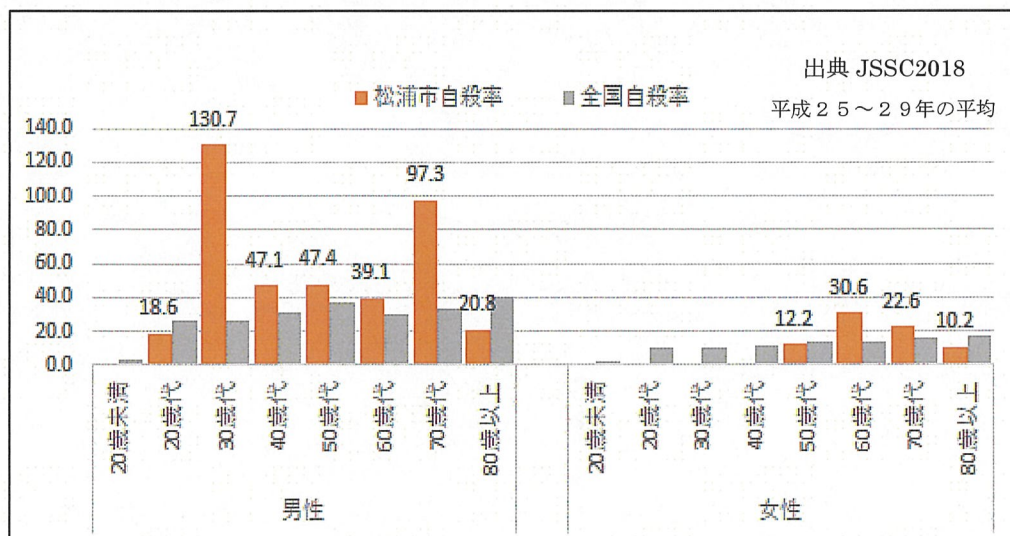
(2) 自殺死亡率（人口10万対）の推移



平成21～29年までの自殺死亡率の推移について、国及び長崎県の自殺死亡率は平成21年から減少傾向（全国：平成21年24.4→平成29年16.5）となっています。松浦市においても同様に減少傾向にあります。人口規模との関係から、毎年の自殺者数による変動が大きくなることが予想されます。

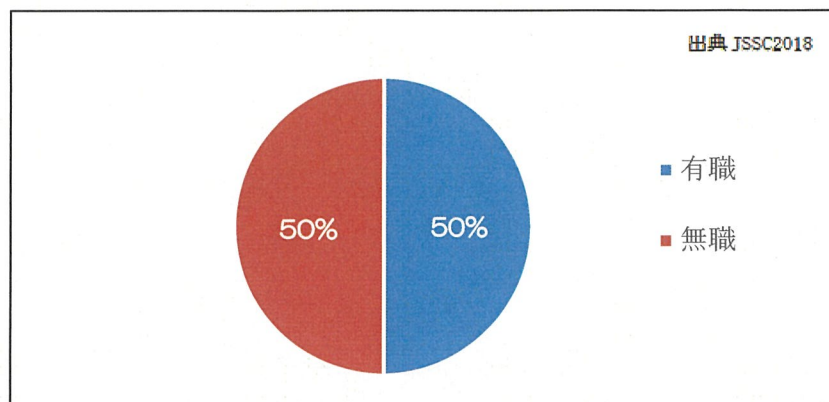
松浦市自殺者数 34人、年間平均自殺者数：6.6人（平成25～29年）

(3) 性・年代別の自殺率（人口10万対）



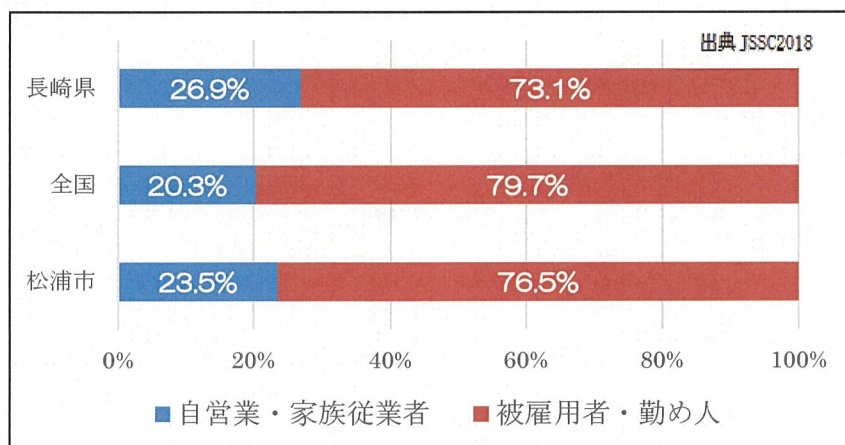
男性は、全国平均と比較して、男性の30歳代と70歳代が極めて高い状況でした。女性は、全国平均とあまり変わりませんが、60歳代と70歳代で高い状況でした。

(4) 仕事の有無等と自殺に関する状況について



平成25年～29年の全自殺者に占める有職者・無職者の割合については、有職者・無職者ともに同じ割合でした。性別の内訳を確認してみると、女性においてはすべて無職者であり、男性については有職者が無職者の1.7倍多い状況です。

(5) 有職自殺者の勤め先について

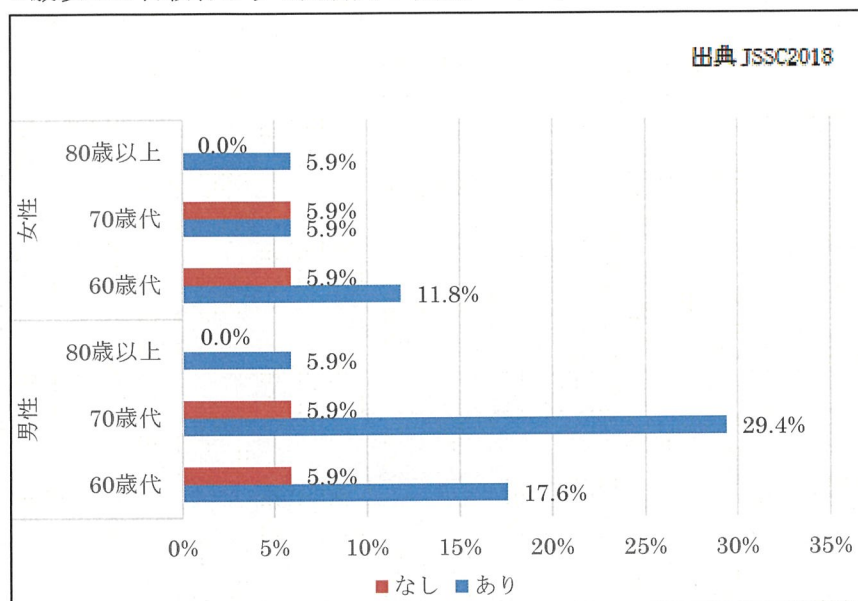


平成25年～29年の有職自殺者の勤め先について、自営業が23.5%、被雇用者が76.5%となっていました。

(参考)

・松浦市内事業所のうち、全体の91%が従業員19人以下の小規模事業所であり、市内で就業している人の約50%は従業員19人以下の事業所に所属している状況です。

(6) 60歳以上の自殺者のうち同居人の有無について



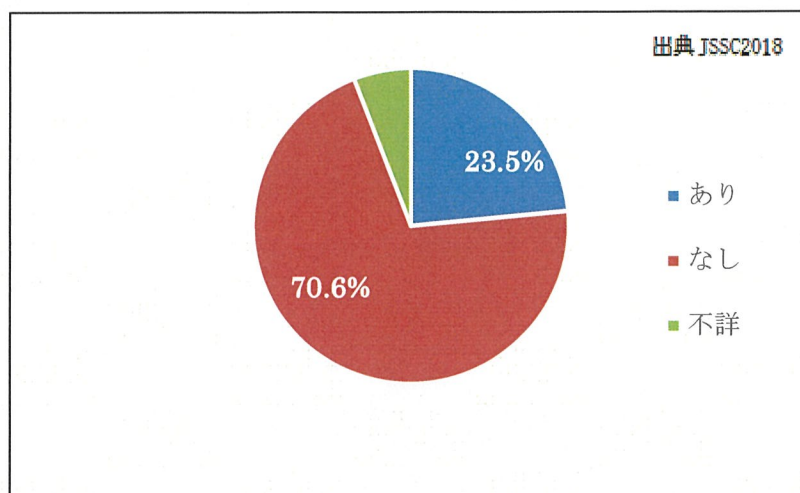
平成25～29年の高齢者（60歳以上）の自殺者数のうち、同居人の有無の割合については、同居人があっても、自殺している人の割合が特に男性で高い状況でした。

(7) 松浦市の高齢者について（平成31年3月時点）

出典：長寿介護課

地区	高齢化率(%)	総人口(人)	65歳以上(人)	65歳以上で 独り暮らしの方(%)	要介護認定者(人) (内、認知症のある方)
鷹島町	45.6	1,998	911	263 (28.9%)	174 (90)
星鹿町	42.7	1,744	745	205 (27.5%)	176 (102)
福島町	40.8	2,577	1,051	229 (21.8%)	215 (117)
今福町	38.6	2,706	1,044	326 (31.2%)	197 (110)
御厨町	35.9	4,112	1,477	411 (27.8%)	305 (154)
調川町	34.5	2,238	771	221 (28.7%)	137 (63)
志佐町	29.0	7,349	2,128	578 (27.2%)	379 (204)
松浦市	35.8	22,724	8,127	2,233 (27.5%)	1,583 (840)

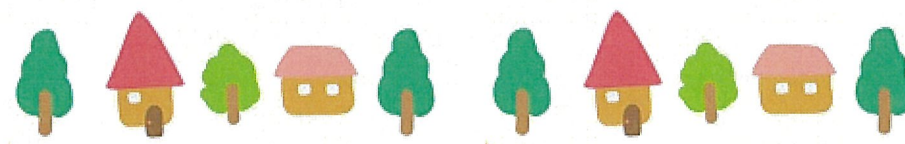
(8) 自殺未遂の有無



平成25～29年の自殺者のうち、自殺未遂歴がある者は23.5%、ない者は70.6%でした。未遂歴がある者が、国・県より割合として高い状況でした。

未遂歴	松浦市	長崎県	全国
あり	23.5%	21.6%	19.7%
なし	70.6%	67.5%	61.0%
不詳	公表不可	10.9%	19.4%

※割合（人数）が低い場合には、公表不可。（JSSC2018）



(9) 地域の自殺の特徴

主な自殺の特徴

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺 死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路**
1位: 男性 60歳以上 有職同居	5	14.7%	66.5	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
2位: 男性 20～39歳 有職同居	5	14.7%	61.9	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
3位: 男性 60歳以上 無職同居	4	11.8%	41.3	失業(退職)→生活苦＋介護の悩み(疲れ)＋身体疾患→自殺
4位: 女性 60歳以上 無職同居	4	11.8%	24.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位: 男性 40～59歳 無職同居	3	8.8%	287.4	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
*自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。



(参考表) 地域の自殺の特徴について

生活状況別の自殺の背景にある主な危機経路の例 自殺実態白書 2013(ライフリンク)
(松浦市において、自殺死亡率の高い危機経路に、色をつけています。)

生活状況			背景にある主な危機経路の例
男性	20～39 歳	有職 同居	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
		独居	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】(被虐待・高校中退) 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
		無職 同居	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
		独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
	40～59 歳	有職 同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
		独居	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
		無職 同居	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
		独居	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
	60 歳以上	有職 同居	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
		独居	配置転換／転職+死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
		無職 同居	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
		独居	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
女性	20～39 歳	有職 同居	離婚の悩み→非正規雇用→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居	① 非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺 ② 仕事の悩み→うつ状態→休職／復職の悩み→自殺
		無職 同居	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
		独居	①【30代その他無職】失業→生活苦→うつ状態→孤立→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→就職失敗+うつ状態→自殺
	40～59 歳	有職 同居	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
		独居	職場の人間関係+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職 同居	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
		独居	夫婦間の不和→離婚→生活苦→うつ状態→自殺
	60 歳以上	有職 同居	介護疲れ+家族間の不和→身体疾患+うつ状態→自殺
		独居	死別・離別+身体疾患→うつ状態→自殺
		無職 同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
		独居	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

第 3 章

自殺対策における取組

- 1 基本施策
- 2 重点施策
- 3 主な評価指標

第3章 自殺対策における取組

1 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他さまざまな分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。連携の効果をさらに高め、「生きることの包括的な支援」を実施するため、地域におけるネットワークの構築及び強化を図ります。

取 組	内 容	担当課・団体
松浦市地域見守りネットワーク協議会	地域見守り体制の構築のため、20の協力事業所および10の関係団体、行政機関による見守り、異変の早期発見対応を図ります。	長寿介護課 福祉事務所 子育て・こども課 健康ほけん課 市民生活課(消費生活センター) 協力事業者(表1参照)
子ども・若者総合サポート会議	0歳から39歳までの子ども・若者に対し、地域の関係者が連携し、子ども・若者の成長に合わせて切れ目なく総合的に支援できるよう、情報交換、研修や広報・啓発活動を行います。	子育て・こども課
要保護児童対策地域協議会(松浦市子どもサポート推進協議会)	子どもをめぐる問題に対して、子育てに関係ある機関が連携し、子どもと家庭に関するきめ細やかな支援を行っています。	子育て・こども課
地域自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関が連携し、障がいのある人が地域で安心して暮らせるための体制を整備しています。	福祉事務所
松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議	地域の様々な団体と連携し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、生きるための包括的な支援を地域全体で推進していきます。	健康ほけん課
自殺言動者に関する情報共有	自殺の恐れのある者を把握し、地域において、保健・医療・福祉等の支援が必要と判断した場合に、関連機関へ情報提供を行います。(松浦市地域見守りネットワーク協議会の活動に含む)	松浦警察署 松浦市消防本部

【目標】

指 標	現状値（平成30年）	目標値	目標設定の考え方
松浦市いのち支える 自殺対策ネットワーク 会議開催数	0回／年 （未実施）	1回以上／年	自殺対策を推進する中核 組織として、取組状況の 確認や課題の整理等行 い、適宜計画の見直し等 行うため
松浦市地域見守りネ ットワーク協議会と の情報共有回数	0回／年 （未実施）	1回以上／年	幅広く多くの団体が行う 見守り活動において、自 殺対策の視点をもった活 動を継続してもらうため

表1 松浦市地域見守りネットワーク協議会協力事業所（令和元年10月時点）

	団 体 名	
協 力 事 業 者	日本郵便株式会社、	ヤマト運輸株式会社 松浦支店
	株式会社セブンイレブンジャパン	佐世保ヤクルト株式会社
	長崎県LPガス協会 松浦支部	生活協同組合ララコープ
	福島新聞販売センター	ファミリードラッグ you
	長崎新聞 長崎会	松浦市水道事業
	読売センター松浦	株式会社 十八銀行
	読売センター御厨	株式会社 親和銀行
	有浦新聞販売店	西海テレビ株式会社
	九州電力株式会社 平戸営業所・平戸配電事業所	西日本新聞エリアセンター（志佐・調川・ 御厨・今福）
	第一生命保険株式会社 佐世保営業支社 江迎松浦営業オフィス	J Aながさき西海農業協同組合（営農セン ター、支店・出張所）
関 係 団 体	松浦市民生委員児童委員協議会	松浦商工会議所
	松浦市社会福祉協議会	松浦市福鷹商工会
	松浦市居宅介護支援事業者等連絡協議会	松浦市地域自治会連合会
	松浦市介護サービス事業者	折り梅の会（認知症の家族を抱える介護者の会）
	松浦市老人クラブ連合会	松浦不老会
行 政 機 関	松浦市、松浦警察署、長崎県県北保健所、松浦市消防本部	
事 務 局	長寿介護課、福祉事務所、子育て・こども課、消費生活センター、健康ほけん課	

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

人材の育成は、自殺対策を推進するうえで最も基本となる取組です。「生きることの包括的な支援」にかかわる幅広い支援者等に対して、自殺対策に関する研修等を実施します。また、自殺の危険を示すサインに気づき、適切に行動できるよう、必要な基礎的知識の普及を図ります。

取 組	内 容	担当課・団体
ゲートキーパー養成 研修会 (市民、民生委員児童 委員、他関係機関)	こころの健康への理解を深め、周りの人の異変 に気づくこと、気づいた場合に適切に行動する こと、必要時に適切な相談機関につなぐこと等 ができるよう、ゲートキーパーを養成します。	健康ほけん課 県北保健所
地域の各種相談等専 門職に対する研修会	地域で要支援者（高齢者、障害者等）に関わる 専門職（ケアマネジャー、相談支援員、サービ ス事業所職員等）に対し、自殺対策に関する研 修を実施することで、こころの健康への理解を 深め、必要時に関係機関と連携を図ることがで きる人を増やします。	健康ほけん課 長寿介護課 福祉事務所 県北保健所
市職員への研修 (ゲートキーパー養成 研修)	市職員が、窓口対応の折に、来庁者が抱える様々 な問題（生活困窮や精神的不安定等）に気づき、 その後の支援につなげられるような体制をつく ることを目的とします。 また、研修を通じ、自身や同僚等のメンタルヘ ルスの状態を客観的に把握し、適切な支援につ なげる必要性について理解を深めることで、市 役所内の自殺予防の取組を推進します。	健康ほけん課 政策企画課

【目標】

指 標	現状値（平成30年）	目標値	目標設定の考え方
ゲートキーパー養成 研修受講者数	0人（未実施）	50人以上／年	自殺の危険を示すサイン に気づき、適切に行動で きる人を増やすため
研修受講後、自殺につ ながるサインや心身 の状況について理解 が深まった人の割合	—	受講者のうち 70%以上	

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、
必要な支援や相談につなげ、見守る人のことです。

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、いのちや暮らしの危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適切であるというものの理解を促し、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを推進します。そのために、市民が自殺対策について理解を深めることができる機会を増やし、市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、普及啓発を図ります。

取 組	内 容	担当課・団体
自殺予防に関するリーフレットや啓発グッズの作成と配布	相談窓口や心の健康について等を掲載したリーフレットを作成・配布し、一人でも多くの人の理解が深まるよう、啓発していきます。 配布については、市役所の窓口をはじめ、人が多く集う場所や、様々な事業の場を活用していきます。	健康ほけん課 (配付協力) 松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議委員
広報等による情報発信	広報紙、ホームページや、様々な機会を通じ、心の健康や自殺予防について等の情報を発信していきます。	健康ほけん課
心の健康づくりに関する啓発活動	出前講座や健康づくりイベント、講演会等の際に心の健康やセルフケア等について学ぶ機会を増やします。	健康ほけん課
精神疾患に対する偏見をなくす取組み	精神疾患や精神科医療に対する偏見をなくし、自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動に取り組んでいきます。	健康ほけん課 福祉事務所

【目標】

指 標	現状値 (平成30年)	目標値	目標設定の考え方
広報等による情報発信の回数	年2回程度	年5回以上	市民が自殺対策や心の健康、精神疾患等について理解を深める機会を増やすため

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組によって、自殺リスクを低下させることが大切です。そのため、さまざまな分野において「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

（1）自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

様々なリスクに対し相談体制を整え、関係機関と連携を図りながら支援につなげます。

取 組	内 容	担当課・団体
妊産婦・子育てをしている保護者		
妊娠～出産～子育て 継続した支援体制 子育て短期支援事業	妊娠届受理・母子健康手帳受理の際、妊婦の体調や家庭環境問題等を早期に把握し、必要な支援につなげます。	子育て・こども課
	出生児の家庭の全戸訪問によりお子さんの発達や育児状況、保護者の健康状態を確認します。 また、質問票を用いて、母親の産後に抱える問題を評価し、必要な支援につなぎます	子育て・こども課
	保護者の病気、出産、家族の介護等の理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間必要な支援を行い、児童及びその家族の福祉の向上を図ります。	子育て・こども課
児童・生徒		
いじめ防止対策	いじめ問題対策連絡協議会や各校の取組、個別支援等を通じ、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。	学校教育課 市内小・中学校 松浦高校
不登校の児童・生徒への支援	不登校児童生徒の居場所づくりや、学習・生活指導、保護者に対する相談活動の実施を通し、子どもが学校や集団活動に適応できるよう支援します。	学校教育課 子育て・こども課
児童思春期相談	不登校や友人関係のトラブルなど、思春期の心身に関する悩みを持つお子さんやその家族、関係者の方々からのご相談を受け、具体的なアドバイスや必要な支援につなげます。	県北保健所

高齢者		
地域包括支援センターによる高齢者総合相談	住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らしていくことができるよう、介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的な支援を行います。	長寿介護課（地域包括支援センター）
相談窓口及び相談体制の充実		
健康相談 （精神保健）	不眠、意欲の減退、対人関係の悩み等、こころの状況・病気に関することについて相談を受けます。医療や福祉など様々な関係機関と連携を図りながら、本人や家族が安心感を持って生活ができるよう支援します。	健康ほけん課
市民相談	日常生活における悩みやトラブルを抱える人々からの相談対応を行い、情報提供や適切な機関へつなげます。	市民生活課 消費生活センター
生活困窮者自立支援事業	様々な理由により、生活に困っている人（世帯）が地域の中で安心して生活ができるように、一人ひとりに合わせた支援プランを作成します。専門の支援員が相談者に寄り添いながら、関係機関と連携して、解決に向けた支援を行います。	福祉事務所
納税相談	住民から納税に関する相談を受け付け、ケースによってはファイナンシャルプランナーを活用した生活再建型滞納整理を行います。	税務課
依存症に関する相談	アルコールやギャンブル等依存症の相談に対応し、適切な医療機関へつないだり、依存症に関する家族会や教室等を活用しながら、支援を行います。	県北保健所 健康ほけん課
ひきこもりに関する相談	ひきこもりの問題を抱える家族及び本人に対して、個別相談を行い、問題解決に向けて対処法を共に考えます。 ひきこもり家族教室を開催し、ひきこもりについての理解を深めるとともに同じ悩みを共有する家族同士で支え合う機会を提供します。	県北保健所 健康ほけん課
権利擁護に関する相談	認知症・精神障害・知的障害などにより、判断能力の低下した住民が安心して地域で生活ができるようにするため、総合的な相談や専門機関への案内を行います。	長寿介護課 福祉事務所 松浦市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業	認知症の高齢者、知的又は精神に障害がある方で、判断能力が不十分なため日常生活での福祉サービスの利用の仕方や、金銭管理等が上手くできない方を対象に、福祉サービスを利用する手伝いや、日常的な金銭管理を手伝うことで、住み慣れた地域で生活できるよう支援します。	松浦市社会福祉協議会
消費生活相談	消費生活相談員による消費生活に関する相談、相続や多重債務など、暮らしの中で生じた問題について相談を受け付け、必要に応じて各種専門家を案内します。	市民生活課 消費生活センター
松浦断酒会	お酒に悩む人（アルコール依存症）が集い、互いに理解を深めながら、断酒を継続するため自助グループの集いを行います。	松浦断酒会 健康ほけん課
精神保健福祉相談	こころの悩みや病気、精神障害に関する相談を受けています。保健所職員（保健師、社会福祉士等）や精神科医師（月1回、要予約）等の専門職が対応し、適切な医療や福祉等へつなぎます。	県北保健所
（精神科・一般診療科） 医療機関との連携	自殺未遂や自殺リスクの高い人を診療した際、本人及び家族支援や各種支援制度の活用が必要と判断され且つ本人同意があった場合に、地域の関係機関と連携し必要な支援につなぎます。	医療機関 県北保健所 健康ほけん課 福祉事務所

（２）住民同士のつながり・支え合いを推進する

様々な悩みやリスクを抱えた人が孤立することを防ぎ、必要な支援につながるができるようにします。

取 組	内 容	担当課・団体
乳幼児とその親を対象とした子育て支援	地域子育て支援センターや市主催の事業等で、親子同士の交流を深め、育児に関する情報交換ができる機会を提供します。	子育て・こども課 各保育園
老人クラブ活動	高齢期を楽しく、生きがいを持って安心して暮らしていくために、身近な地域の仲間と支え合いながら、健康・友愛・奉仕の活動に取り組んでいます。特に友愛活動においては、一人暮らしの高齢者への声かけ見守り活動など実践し、地域での孤立化を防ぐよう活動しています。	老人クラブ連合会 長寿介護課

高齢者介護予防の取組 (地域の集いの場)	人々が支えあい、つながりあいながら、住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることができるように、地域で活動する高齢者の支援を行います。	長寿介護課
-------------------------	--	-------

(3) 遺された人への支援

家族に限らず、大切な人が亡くなられた方に対し、生活や心の安定が図られるように情報提供を行います。

取 組	内 容	担当課・団体
窓口での情報提供	死亡届を受理後に、今後必要となる手続きや各種相談先について情報提供を行います。	市民生活課 健康ほけん課
ひとり親家庭や遺児に対する相談支援	ひとり親家庭や、子どものみ残されることとなった場合に、関係機関が協力し様々な支援制度について情報提供およびそれらにつながるための支援を行います。また、学校内においても、教職員・スクールカウンセラー等が関わりながら、必要な支援を行います。	子育て・こども課 学校教育課 福祉事務所
自死遺族の集いの開催	家族に限らず大切な人を自殺で亡くした人同士が、思いを分かち合う場です。	健康ほけん課 NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re

【目標】

指 標	現状値 (平成30年)	目標値	目標設定の考え方
出生児の訪問実施率	99.2%	100%	特に支援を要する家庭の把握に努め、適切な支援につなげるため
精神保健に関する健康相談件数	135件/年 (延件数)	概ね同等以上	相談・訪問による関わりを通し、病態や日常生活の安定を図るため
自死遺族のつどいの開催回数	1回/年	1回以上/年	遺された人の気持ちに寄り添いながら、適宜必要な情報を提供する機会を継続するため

基本施策5 未成年者の自殺対策の強化

児童生徒がいのちの大切さを実感できる教育に加え、社会において直面する可能性のあるさまざまな困難・ストレスへの対処方法を身につけるためこころの健康の保持に係る教育等を実施し、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを推進します。

取 組	内 容	担当課・団体
いじめ対策およびこころの健康に関する教育及び相談窓口の周知	悩みを一人で抱え込まずに周りに助けを求めることの必要性や、人から相談を受けた時の対応の仕方などを理解し実践できるように伝えています。相談できる窓口を提示・周知し、相談しやすい環境づくりを行います。	松浦高校 健康ほけん課 学校教育課 各小学校 各中学校
思春期保健事業	小・中・高校生を対象に、いのちの大切さについて理解を深めます。	子育て・こども課 学校教育課
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用	専門的知識を持つ相談員を活用し、不登校等のさまざまな問題を抱える児童・生徒及び保護者の相談に応じます。必要に応じて学校外の関係者とも連携し、不安の軽減、解決を図ります。	学校教育課
子どもからの SOS をキャッチするための取組	子どもの悩みなどのサインに気づくことや様々な SOS の発信を受けた際の対応について理解を深め、子どもが周囲の大人に相談しやすい環境・地域を目指します。	健康ほけん課 松浦市 P T A 連 合会

【目標】

指 標	現状値	目標値	目標設定の考え方
こころの健康教育実施回数	0 回／年	1 回以上／年	学校の取り組み状況とすり合わせながら、実施の機会を拡大する
「悩んだり困ったとき、誰かに相談しようと思う」と考える生徒の割合	—	教育実施前より増加する	教育の機会を通じ、地域にも相談ができる場があること等について理解を深める

2 重点施策

重点施策 1 勤務問題対策

勤務問題による自殺の背景にはさまざまな要因がある中で、現状を把握するとともに、メンタルヘルス対策等についての周知・啓発活動に努めていきます。関係機関等と協働して勤務問題による自殺リスクの低減に向けた取組を推進します。

取 組	内 容	担当課・団体
経営支援	経営支援員並びに専門相談員による法律、融資、税務、経営などの相談指導、関係機関との連携、情報提供を行い、経営全般に関する問題に対応し、経営者や家族、後継者に対し幅広い問題に関する相談を行います。	松浦商工会議所
勤労者のメンタルヘルスに関する周知・啓発活動	勤労者のメンタルヘルスに関する知識や関係機関の取り組み・相談先について等、情報を発信していきます。	健康ほけん課 松浦商工会議所
メンタルヘルス講習会	商工会議所会員等を対象にメンタルヘルス研修を行うことで、勤労者のメンタルヘルスに関する知識を深めるとともに、職場内で互いに相談しやすくなるような環境づくり（聞く力を高める）の支援に努めます。	健康ほけん課 松浦商工会議所
総合労働相談コーナー	職場のトラブルに関する相談や解決のための情報提供をワンストップで行います。	江迎労働基準監督署

【目標】

指 標	現状値	目標値	目標設定の考え方
勤労者のメンタルヘルスに関する周知・啓発活動の回数	—	2回以上／年	健康ほけん課のみではなく、関係機関とともに、身近に情報が届くように情報発信を行う

重点施策2 高齢者対策

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことが特徴です。高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが重要なため、行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

取 組	内 容	担当課・団体
高齢者総合相談事業	・ 高齢者の抱えるさまざまな相談を受け、介護サービスをはじめとする様々なサービス、制度、関係機関につなぎ、安心して生活ができるように支援します。 (成年後見制度利用者の相談等含む)	長寿介護課 (地域包括支援センター)
介護予防ケアマネジメント事業	・ 高齢者の QOL 向上を目的に、適切なサービスが実施されるようアセスメントに基づきケアプランを作成します。	
地域介護予防活動支援事業	・ 介護予防・地域支えあいサポーター養成講座を開催し、地域の介護予防、支えあいのリーダーの育成を行います。 ・ 支えあい活動団体への助成によりボランティアの訪問による生活支援、安否確認等を推進していきます。	
認知症総合支援事業	・ 認知症サポーターを養成し地域住民の認知症に対する理解を促していきます。 ・ 認知症地域支援推進員の設置や認知症初期集中支援チームによる認知症への早期対応を行い、認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。また、認知症カフェを設置し、認知症当事者、家族等の居場所、憩いの場を提供しています。	
一般介護予防事業	・ 介護予防に資する自主組織（地域の集いの場）の活動を支援し、地域における住民主体の取り組みを促進していきます。 ・ 介護予防教室や脳トレ教室、出前講座を通じて、高齢者の介護予防の取り組みを支援します。	

家族介護者交流会	家族介護者交流会を開催し、介護に対する講習及び介護従事者の日ごろの悩みの解消や、リフレッシュ、情報交換の場を開設（年 1 回）し、介護者と介護を受けている人の生活が少しでも向上するように支援します。	長寿介護課 （地域包括支援センター）
地域の集いの場におけるゲートキーパー養成および自殺予防対策の啓発	地域の支え合い・高齢者の孤立化予防を目的の一つとして活動している住民主体の集いの場において、こころの健康への理解を深め、周りの人の異変に気づくことや相談することの大切さなどを伝え、自殺予防の推進に努めます。	健康ほけん課 長寿介護課

【目標】

指 標	現状値	目標値	目標設定の考え方
地域の集いの場における啓発活動	—	6 回以上／年	身近な地域の集いの場で啓発を行うことで、仲間同士の気づきの促しや孤立化予防の取り組み推進を図る



重点施策3 生活困窮者・無職者・失業者

生活困窮や無職、失業状態にある方は、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等、さまざまな問題を抱えていることが考えられ、自殺リスクが高い傾向があります。生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が密接に連携し、経済や生活面の支援のほか、こころの健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を推進します。

取 組	内 容	担当課・団体
生活困窮者自立支援事業	働きたくても働けない、住むところがない等生活に対する困りごとに対し相談を受け、どのような支援が必要なのかともに考え、住居確保や就労に対する支援等を行い、自立に向けた支援を行います。	福祉事務所
生活保護	経済的に困窮する人に対して、それぞれの状況に応じた必要な保護を行い、生活を保障するとともに、自立を促していきます。	福祉事務所
福祉相談及び福祉資金貸付事業	生活困窮について相談を受けた人に対し、生活保護等必要な支援につなぎます。 また、生活再建に必要な福祉資金の融通を他から受ける事が困難な人に対し、一時的な費用の貸付を行います。	松浦市社会福祉協議会
税金等の支払いが困難な人への相談窓口の周知	水道料金や市営住宅賃借料、税金等の支払いが滞っている人に対し、経済困窮に対する支援および心の健康等に関する相談窓口をリーフレット等で案内することで、相談につながりやすい体制を整えます。	健康ほけん課 上下水道課 都市計画課 税務課

【目標】

指 標	現状値（H30）	目標値	目標設定の考え方
生活困窮相談受付件数	190件／年		相談件数については流動的であるが、対象の一人ひとりに寄り添い、関係機関と連携しながら必要な支援を行う
自立支援計画作成件数	116件／年		

3 主な評価指標

主な評価指標について、以下の通りとし、毎年度取り組み状況について評価し、松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議に報告の上、その後の取組について協議し、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

令和4年度に最終評価を実施し、令和5年度からの計画について協議します。

	主な施策	指 標	現状値 (平成30年)	目標値
基本 施 策	地域における ネットワーク の強化	松浦市いのち支える自殺対策 ネットワーク会議開催数	0回/年 (未実施)	1回以上/年
		松浦市地域見守りネットワー ク協議会との情報共有回数	0回/年 (未実施)	1回以上/年
	自殺対策を支 える人材の育 成	ゲートキーパー養成研修受講 者数	0人(未実施)	50人以上/ 年
		研修受講後、自殺につながる サインや心身の状況について 理解が深まった人の割合	—	受講者のうち 70%以上
	住民への啓発 と周知	広報等による情報発信の回数	年2回程度	年5回以上
	生きることの 促進要因への 支援	出生児の訪問実施率	99.2%	100%
		精神保健に関する健康相談件 数	135件/年 (延件数)	概ね同等以上
		自死遺族のつどいの開催回数	1回/年	1回以上/年
	未成年者の自 殺対策の強化	こころの健康教育実施回数	0回/年	1回以上/年
		「悩んだり困ったとき、誰か に相談しようと思う」と考え る生徒の割合	—	教育実施前 より増加する
重 点 施 策	勤務問題対策	勤労者のメンタルヘルスに関 する周知・啓発活動の回数	—	2回以上/年
	高齢者対策	地域の集いの場における啓発 活動	—	6回以上/年
	生活困窮者対 策	生活困窮相談受付件数 自立支援計画作成件数	190件/年 116件/年	—

第 4 章

資 料 編

- 1 相談窓口一覧
- 2 自殺対策基本法
- 3 松浦市いのち支える自殺対策
ネットワーク会議設置要綱
- 4 松浦市いのち支える自殺対策
ネットワーク委員名簿
- 5 計画策定までの流れ

1.相談窓口一覧

分類	相談内容	相談窓口名称	電話番号	相談時間
自殺予防	自殺問題やさまざまな心の悩み	長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00~22:00(年中無休) 毎月第1・3土曜9:00~翌9:00
		一般社団法人社会包括サポートセンター よりそいホットライン	0120-279-338	24時間
		東京自殺防止センター	03-5286-9090	20:00~5:30(年中無休) ※毎週(火)は17:00~翌2:30 毎週(木)は20:00~翌2:30
		大阪自殺防止センター	06-6260-4343	毎週(金)13:00~(日)22:00
		自殺対策に取り組む僧侶の会	※手紙による相談 宛名:〒108-0073 東京都港区三田4-8-20 住蓮書簡事務局	
		フリーダイヤル自殺予防いのちの電話	0120-738-556	毎月10日 8:00~翌日午前8:00
一般保健・精神保健	緊急の精神医療相談	長崎県精神科救急情報センター	0957-53-3982	24時間(年中無休)
	心の健康・依存症(薬物・ギャンブル)の相談	長崎こども・女性・障害者支援センター	095-846-5115	
	こころの健康やうつ病・アルコール依存症などの相談や精神科医療機関などの情報提供	県北保健所	0950-57-3933	9:00~17:45 月~金(祝日は除く)
	こころの悩み相談	こころの電話	095-847-7867	9:00~12:00 13:00~15:15 月~金(祝日は除く)
医療機関	身近な精神科等の医療機関については、各保健所や長崎こども・女性・障害者支援センター(精神保健福祉課)にお問い合わせ下さい。			
青少年・こども	いじめ・不登校・就学などの相談	24時間子供SOSダイヤル (親子ホットライン)	0120-0-78310	24時間
	児童および家庭の相談	スクールネット@伝えんば長崎 (web)	http://bit.ly/2YBzzUA	またはLINEで
		長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00~17:45(月~金)
		佐世保こども・女性・障害者支援センター	0956-24-5080	9:00~17:45(月~金)
		児童相談所全国共通ダイヤル	189	児童虐待相談を24時間受付
		子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00~20:00 (祝日・年末年始を除く)
		テレホン児童相談室	0956-23-1117	9:00~17:00(月~金)
	少年問題全般の相談	少年相談(警察)	095-820-0110	平日 執務時間中
		ヤングテレホン(警察)	0120-786714	平日 執務時間中
女性	暴力・家庭不和・借金等の相談	長崎こども・女性・障害者支援センター	095-846-0560	9:00~17:45(月~金)
		長崎配偶者暴力相談支援センター	095-846-0565	9:00~17:45(月~金)
		佐世保こども・女性・障害者支援センター	0956-24-5125	9:00~17:45(月~金)
		佐世保配偶者暴力相談支援センター		
	女性の被害などの相談 (ストーカー・DV・性犯罪被害など)	ストーカー対策係(警察)	095-820-0110	平日 執務時間中
		女性被害110番(警察)	#8103	平日 執務時間中
障害者	障害(身体・知的・精神)の相談	女性ほつとラインながさき (NPO法人DV防止ながさき)	095-832-8484	13:00~17:00(月、水、土) 19:00~21:00(月、水)
		同上(佐世保)	080-2794-8022	17:00~20:00(火)
		障害者110番(身体・知的・精神) (社団法人 長崎県手をつなぐ育成会)	095-846-8730	9:00~17:00(月~金) (祝日・年末年始を除く)
		長崎こども・女性・障害者支援センター(精神)	095-846-5115	
		長崎こども・女性・障害者支援センター(身体)	095-846-8905	9:00~17:45(月~金)
		長崎こども・女性・障害者支援センター(知的)	095-844-6250	
生活・福祉	生活・福祉の心配ごと相談	佐世保こども・女性・障害者支援センター	0956-24-5272	9:00~17:45(月~金)
		長崎県精神障害者団体連合会	095-808-5830	11:00~15:00(火・金)
	生活・福祉の心配ごと相談	松浦市社会福祉協議会	0956-72-0788	
	消費生活のトラブルの相談	福祉事務所		
	妊娠・出産・育児、 児童および家庭の相談	松浦市消費生活センター	0956-72-1111	
	こころの健康やうつ病・アルコール依存症などの相談や精神科医療機関などの情報提供	子育てこども課	(福島町) 0955-41-3005	8:30~17:15(月~金) (祝日・年末年始を除く)
松浦市では	高齢者介護や権利擁護などの総合相談	健康ほけん課健康推進係 福島保健センター 鷹島支所	(鷹島町) 0955-48-3488	
		松浦市地域包括支援センター 福島保健センター 鷹島支所		

分類	相談内容	相談窓口名称	電話番号	相談時間
消費生活	消費生活のトラブルの相談	長崎県消費生活センター 各市町消費生活相談窓口	095-824-0999	9:00~12:00 13:00~17:00(月~金)
	各種資金の貸付(生活福祉資金)	各市町社会福祉協議会へお問い合わせください		
	悪質商法などの相談	悪質商法110番(警察)	0120-110874	平日 執務時間中
	振り込み詐欺被害防止に関する相談	振り込み詐欺被害防止110番(警察)	0120-110874	24時間(当直対応)
法律	法律相談	長崎県弁護士会	095-824-3903	10:00~16:00(月~金)
		長崎県司法書士会	095-823-4895	長崎: 13:00~15:00(火・木) 佐世保: 13:00~17:00(火・木) 諫早: 13:00~17:00(金) 予約受付時間 9:00~17:00(月~金) 完全予約制
	法律サービスの相談窓口情報の提供 資力の乏しい方のための無料法律相談 ・裁判費用などの立替	日本司法支援センター(法テラス) 長崎地方事務所	050-3383-5515	受付時間9:00~17:00 月~金(祝日を除く)
		法テラスサポートダイヤル(全国版)	0570-078374	情報提供9:00~21:00(月~金) 9:00~17:00(土)(祝日を除く)
労働	労働問題について、労働者・事業主からの相談	各地域の 総合労働相談コーナー	労働局雇用環境・均等室095-801-0023へ お問い合わせください 受付時間8:30~17:15(月~金)	
		各地域の 地域産業保健センター	長崎産業保健総合支援センター095-865-7797へ お問い合わせください 受付時間8:30~17:15(月~金)	
	産業保健スタッフへの支援	産業保健相談	相談予約電話	8:30~17:15 月~金(祝日を除く)
	不払い残業・不当解雇・長時間労働など 労働関係全般の相談	(長崎産業保健推進連絡事務所)	095-865-7797	
		なんでも相談ダイヤル(連合長崎)	0120-154052	9:00~17:30(月~金)
金融・経営	貸金業の相談	長崎県食品安全・消費生活課	095-895-2318	9:00~17:45(月~金)
		日本貸金業協会 長崎県支部	0570-051-051	9:00~17:00(月~金)
		長崎県商工金融課	095-895-2651	9:00~17:45(月~金)
	中小企業向け制度資金の相談	各商工会・各商工会議所へお問い合わせください		
		長崎県中小企業団体中央会	095-826-3201	9:00~17:30(月~金)
経営安定		長崎県信用保証協会(長崎)	095-822-9171	9:00~17:30(月~金)
		同上(佐世保)	0956-23-3295	
	経営不振に陥った 中小企業者からの相談 (経営安定特別相談室)	長崎県商工会連合会	095-824-5413	9:00~17:00(月~金)
		松浦商工会議所	0956-72-2151	
人権問題	人権の相談・研修の企画・講師の紹介等	長崎県人権教育啓発センター	095-826-5115	9:00~17:00 祝日・振替休日・年末年始は休館
	人権の相談	全国共通人権相談ダイヤル	0570-003-110	8:30~17:15(平日のみ)
		(法務局)	PHS、一部のIP電話等からは御利用できない場合があります その場合は長崎地方法務局(095-826-8127)にお問い合わせ下さい	
		女性の人権ホットライン	0570-070-810	
		子どもの人権110番	0120-007-110	8:30~17:15(平日のみ)
犯罪暴力 犯罪被害	暴力団の不当要求などの相談	暴力追放テレホン(警察)	0120-110874	24時間(当直対応)
	犯罪被害に関する相談	全国被害者支援ネットワーク	0570-783-554	7:30~22:00(12/29~1/3を除く)
	犯罪被害者やその家族に対し、法制度や 被害者支援団体、支援に精通した弁護士 の紹介などの情報提供	日本司法支援センター(法テラス)	0570-078374	9:00~21:00(月~金)
		犯罪被害者支援ダイヤル	0570-079714	9:00~17:00(土)(祝日を除く)
薬物乱用	薬物乱用などの相談	ホワイトテレホン(警察)	0120-110874	24時間(当直対応)
交通	損害賠償・過失程度・示談・自賠責 保険の請求等の交通事故相談	長崎県交通事故相談所(県庁内)	095-824-1111	9:00~16:00(月~金)(祝日を除く)
その他	自死遺族からの相談	長崎こども・女性・障害者支援センター	095-846-5115	9:00~17:45(月~金)
	警察安全相談	警察安全総合相談室	095-823-9110	24時間(当直対応)
	警察安全相談(高齢者対象)	警察安全総合相談室(高齢者対象)	095-823-4165	24時間(当直対応)
	インターネット上の自殺予告事案などの相談	サイバー犯罪相談(警察)	095-820-0110	24時間(当直対応)
	SNS相談事業	厚生労働省 SNS相談	【検索】	

※長崎県自殺対策ホームページ <http://www.pref.nagasaki.jp/syogai/nagasaki jisatsu/index.html>

(長崎県自殺対策ホームページ内、相談窓口一覧より、松浦市版に修正しています)

長崎こども・女性・障害者支援センター(精神保健福祉課) TEL:095-846-5115 FAX:095-846-8920

2. 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号） ～抜粋～

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その

雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

～ 第六条～第十一条 省略 ～

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

～ 第十四条～第二十五条 省略 ～

「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」についての詳細は、厚生労働省ホームページ〈自殺対策〉をご覧ください。

http://www.whlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html

3. 松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(平成31年3月26日告示第42号)

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、各種団体と連携し、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 松浦市自殺対策計画の策定及び評価等に関すること。
- (2) 自殺対策のための連携強化及び情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医療・福祉・保健機関の職にある者
- (2) 教育機関の職にある者
- (3) 商工労働機関の職にある者
- (4) 警察・消防の職にある者
- (5) 学識経験者
- (6) 市民の代表
- (7) 市職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 ネットワーク会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しく

は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、健康ほけん課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

4. 松浦市いのち支える自殺対策ネットワーク会議委員名簿

	氏 名		選出区分	備考（所属）
1	白石 一正	会長	医療・福祉・保健機関	松浦市社会福祉協議会
2	小幡 怜子		医療・福祉・保健機関	長崎県県北保健所
3	黒川 美香		教育機関	長崎県立松浦高等学校
4	熊崎 啓代		商工労働機関	江迎労働基準監督署
5	久住呂 浩治		商工労働機関	松浦商工会議所
6	高濱 啓輔		警察・消防	松浦警察署
7	今田 裕一		警察・消防	松浦市消防本部
8	前田 圭範		学識経験者	長崎県精神保健福祉士協会
9	川口 洋士	副会長	市民代表	松浦市民生委員児童委員協議会
10	大塚 純司		市民代表	松浦市PTA連合会
11	荒木 典子		市職員	長寿介護課
12	武部 敬子		市職員	松浦市消費生活センター
13	北村 和行		市職員	学校教育課
14	黒田 正人		市職員	福祉事務所
15	永田 真紀		市職員	子育て・こども課

5. 計画策定までの流れ

開催日	会議名	主な協議内容
令和元年 8月 8日	第1回 松浦市いのち支える自殺対策 ネットワーク会議	・委嘱状交付 ・国、県、松浦市の自殺をと りまく現状について
令和元年11月14日	第2回 松浦市いのち支える自殺対策 ネットワーク会議	・松浦市自殺対策行動計画 (案) について
令和元年12月10日	パブリックコメント手続きの実施 予定報告	
令和2年 1月 6日 から 令和2年 2月 4日		・パブリックコメント手続き による市民意見募集
令和2年 2月 6日	第3回 松浦市いのち支える自殺対策ネッ トワーク会議	・パブリックコメントの結果 報告
令和2年 3月 3日	パブリックコメント手続の実施結 果報告	

「松浦市自殺対策行動計画」

発行 令和2年3月
松浦市健康ほけん課 健康推進係

〒859-4598
長崎県松浦市志佐町里免365番地
TEL (0956) 72-1111
FAX (0956) 73-0022